

**「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び
「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント**

2008 年 2 月 1 日
(社)日本経済団体連合会
経 済 第 二 本 部

○基準（第 4 項、第 7 項）

企業にとって重要ではない資産の除去債務や金額的に重要ではない除去債務まで対象とすると、投資情報としての影響は大きくないにもかかわらず、実務上の負荷だけが大きくなる。したがって、例えば、資産除去債務の計上対象となる資産を、「企業にとって重要な資産でありかつ、簿価が有形固定資産の簿価総額の 5 %以上の資産」とする等、「重要性の基準」を設定して頂きたい。

なお、仮に資産除去債務の計上を行う場合であっても、重要性がない場合には、発生時に即時償却を行うことを認めることなどを検討していただきたい。

○基準（第 6 項）、指針（第 3 項、設例 4）

適用指針において、割引前将来キャッシュフローの見積りについて詳細に規定され、設例も示されているが、実務が煩雑となる上、明確な見積り算定は困難であり、仮に算定されたとしても、企業間で差が出る余地があると考えられる。したがって、特に、資産の重要性が高くない場合には、「インフレ率や見積値が乖離するリスクを反映させる」、「技術革新などによる影響額を見積ることができる場合には、これを反映させる」といった見積り方法を排除し、簡便的な方法に改めていただきたい。

○基準（第 12 項）

ワンイヤールールの適用単位について、明示いただきたい。

○基準（第 16 項、第 57 項）

注記事項の取扱いについては、米国会計基準の定めよりも有用な情報開示とした旨の説明により、詳細な開示を求める提案がなされているが、利用者にとっての分かりやすさ、作成者の負担等を考慮し簡素化が必要である。

例えば、(1)のうち「当該債務の履行が予想される時期」については、この記載により、経営者が当該資産の除去時期を対外的に約束したとの誤解を生じさせかねない上、(2)において、資産除去債務の合理的な見積り行うための「割引期間」の記載が考えられることから、不要とすべきである。

○基準（第 19 項、第 60 項）

適用初年度の期首差額を特別損失として一時に計上する場合には、企業の経営成績に多大な影響を与える可能性がある。一方、第 60 項には、期首差額の分割計上や期首剰余金の調整項目とすることについて、否定的な考え方が示されている。

しかしながら、資産除去債務というこれまでにない新しい考え方を導入することになる点にも十分配慮すべきであり、期首剰余金の調整項目とすること等の方法を認めることについて、再度検討いただきたい。

○指針（設例 1、設例 5）

基準案 14 項では「時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する」と規定されている。

一方、設例では「時の経過による資産除去債務の増加」に係る仕訳の相手勘定は「費用(利息費用)」と記載されているが、通常、利息は財務費用(営業外費用)として表示するため、誤解を招かぬよう補足していただきたい。

○その他

PCB 廃棄物処理費用やアスベスト対策工事費などについて、既に引当金計上しないしは未払費用計上している場合の取扱いが不明確である。これまでの処理を継続することでよいのか、改めて債務を割引後の金額に置き直したり、当該資産の未償却期間に対応する部分を調整する必要があるのか、その場合の調整額はどのように会計処理、表示するのか等、適用指針において明確にしていだきたい。

○その他

将来の除去費用について、除去義務を有する者以外の第三者が負担することが、契約等により相当程度明らかである場合の取扱いについて確認したい。国際会計基準（IAS 第 37 号 53～58 項）を参考として、除去債務の対象となる資産の保有者は、その最終的支払合意が得られるまでの間、当該負債の総見積額を計上し、同時に将来受け取るであろう第三者からの支払額を別区分にて資産計上することが考えられるが、そのような理解でよいのか。

以 上